



テミス通信

第 28 号 / 2017年7月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



淡路島 鳴門の渦潮

雨の中、クチナシの花の香に、思わず辺りを見回しています。

皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

古典芸能の能には、「後見」という役目があります。常は、舞台の奥に座っていますが、シテやワキが落とした道具を拾ったり、装束を直したりする他に、舞台上で何か起こったときに代役を務めるという、重要な役割を担っています。

成年後見制度の「後見人」という言葉には歴史と深い意味があると思っていましたら、英語にも「ルック・アフター」という言葉があって、世話をするとか、気をつけるという意味で使うということを知りました。

「見守る人は、後ろに控えている。」これは古今東西共通の考えだったようです。

「テミス通信 第28号」をお届けいたします。

(佐井恵子)

夏休みのお知らせ

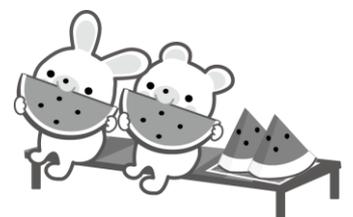
8月14日(月)から16日(水)まで、お盆休みをいただきます。

国税局が、今年度の路線価を発表しました。

今年度中に不動産の贈与を考えていらっしゃる方は、

この新しい路線価をもとに贈与税の計算をすることとなります。

まだ余裕のある、この時期にご相談ください。



通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。

消費者トラブルに「待った！」をかける法律が施行

高齢化社会の発展を背景に、高齢者等の十分な判断ができない事情がある消費者につけ込んでなされた契約による被害が増加しており、従来の消費者契約法の規定だけでは十分な対応ができなくなっていたことを踏まえ、平成29年6月3日に消費者契約法の改正法が施行されています。

主な改正のポイントは次のとおりです。

(1) 契約取消しの対象となる不実告知に関する「重要な事項」の範囲の拡大

- 従来から不実告知（事実と違うことを告げる）の対象とされていたのは、「契約内容、質、価格等の契約の目的となる事項」だけでした。すなわち、「取引の前提となるような事項」は含まれていませんでしたが、法改正により「重要な事項」に含まれることとなり取消しの対象が広がりました。

(例) 「毛根の組織が死んでいるので自分の毛が生えることは望めない」、「タイヤの溝が大きく摩耗しており、このままでは、必ず事故が起きるので、タイヤ交換が必要です」など真実に反することを告げ、カツラやタイヤの購入契約を結ばせるような行為は取消しの対象となります。

(2) 契約の取消しの対象として「過量契約」の追加

- 過量契約とは、消費者契約の目的物の分量が、当該消費者にとって通常の分量を著しく超えるような契約をいいます。事業者の勧誘により過量契約を結んだ消費者はこれを取り消すことができることとされました。

(例) 呉服等の販売会社が、店舗に来訪した高齢者に対し、認知症のために財産管理能力が低下している状態を利用して、老後の生活に充てるべき資産をほとんど使ってしまうほどの着物や宝石等の商品を購入させた場合、販売行為は取消しの対象となります。

ちなみに・・・

アイドルとの握手券が付いたCDを大量に購入したという事例については、過量な契約ですが、このような事例では、一般的には、消費者が自ら商品をレジに持参して購入するものと考えられ、事業者から消費者に対して勧誘がなされていないことから、過量な内容の消費者契約の取消しの規定は適用されないこととなります。

また、仮に勧誘がなされた事例であったとしても、そのCDを発売したアイドルのファンである消費者が購入するような場合には、握手券が付いているという商品の内容や、そのアイドルのファンであるという消費者の生活状況を考慮すれば、過量な内容の消費者契約には当たらないと判断されることが多いと考えられます。



(3) 契約の取消しの行使期間の伸長

- 消費者が取消権を行使できる期間を従来の6ヶ月から1年に伸長されました。不当な勧誘を受けて契約を締結し、6ヶ月を経過してしまう消費者が一定数存在していた現状を踏まえて見直されました。

(4) 無効とされる条項の追加

・事業者の債務不履行や瑕疵担保責任に基づく消費者の解除権を放棄させる契約条項を無効とする規定が追加され、どのような契約条項が無効となるか、より明確になりました。

(例) 携帯電話端末の売買契約における「契約後のキャンセル・返品、返金、交換は、一切できません」という条項や、進学塾の冬期講習受講契約における、代金払込後の解除を一切許さない旨の特約は無効とされます。

高齢者等に限らず、全ての消費者が保護の対象となります。消費者トラブルでお困りの方、契約の取消しを検討されている方、遠慮なくご相談下さい。(山添健志)

参考文献：消費者庁ホームページ

スタッフ紹介・拡大版 ～おすすめの本～

『サラバ』 西加奈子

「僕はこの世界に、左足から登場した。」衝撃的な出だして始まる直木賞受賞作。出会った人たちから受ける影響はあったとしても、人のせいにするな、自分の核となるものを捜し続けよというメッセージに唸りました。(佐井恵子)



『龍馬がゆく』 司馬遼太郎

多くのドラマや映画で坂本龍馬が描かれていますが、やはり私は学生時代に読んだ小説の龍馬が一番魅力的に感じます。純粋で後先考えずに突き進む龍馬の成長を追いながら、あっという間に8巻を読破しました。

(中村佐和子)

『高瀬舟』 森鷗外

京都伏見を訪れると川を眺めて学生時代に読んだこの小説を思い出します。殺人の罪とは何かを問われ、自分が同じ境遇であったら、どうするだろうか…と考えますが、大人になっても答えが出ません。(山添健志)

『哀愁の町に霧が降るのだ』 椎名誠

もう帰れない場所というもの美しいのだと感じます。気楽に読めるので未読の方は是非。(佐井陽子)

『阪急電車』 有川浩

昔阪急沿線に住んでいたことがあるので題名に惹かれたのもありますが、出てくる登場人物がみんな魅力的で一気に読み終えてしまいました。(後藤葵)

「誰でもできる！自筆証書遺言の書き方セミナー」のご報告

平成29年6月26日「誰でもできる！自筆証書遺言の書き方講座」第4弾を、当事務所で開催しました。講師は、前回に続き、佐井が担当しました。今回は男性女性同数での参加となりました。教科書には出て来ない「相続を巡る実話」ほど、迫力のあるものではありません。沢山の質問やご意見をいただきながら、最後まで話し終えることができました。茶話会では話しが弾んで時間オーバーしましたが、和やかな雰囲気、全員にお話だけでした。ご参加、ありがとうございました。

- ・遺言の広さと深さを感じることができました。具体的な案件についても、分かりやすく答えていただき、ありがとうございました。
- ・具体的に書き方を教えていただいたので、一度書いてみようという気になりました。1千万円以下の遺産での調停事件数の多さを知り、驚きました。
- ・相続に関する知識を系統だてて理解・復習することが出来ました。ありがとうございます。
- ・遺言は一生書かないと思っていましたが、自筆証書だったら書いてみようかなと思いました。大学を卒業して以来、法律に関係のない世界で過ごしてきました。久しぶりに講座を聞いてとてもためになり、良かったです。

次回は、9月に山添が担当して開催します。興味のある方、是非、ご参加下さい。(佐井恵子)

名前だけの役員がいるんだけど、どうしよう？

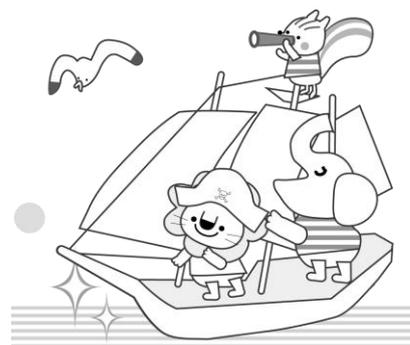
『取締役会』を設置している株式会社では、取締役3名と監査役1名が必要となるため、名前だけの役員をお願いしていることはありませんか？

そんな場合は、取締役会や監査役の廃止決議をすれば、最低でも取締役1名で株式会社の運営が可能です。

でも、取締役会や監査役って廃止してしまっても大丈夫なのでしょうか・・・

確かに、取締役会や監査役を廃止すると、株主の力が強くなる側面があります。

取締役会を廃止すると、いままで取締役会で決議していた内容を株主総会で決議することになるため、株主総会の権限が強くなります。また、監査役を廃止すると、会社を監査をする人がいなくなるため、株主が直接に経営者をチェックすることになり、株主の監督機能が強化されます。取締役と株主の構成が異なる場合や、取締役と一部の株主との間で会社経営に対する意見の食い違いがあるような場合には、慎重に判断する必要があります。



株主と取締役が同じような株主兼オーナー社長のワンマン経営会社や、株主と取締役が異なっても、親会社の100%出資の子会社等で事実上経営が親会社の意向で決まるような会社では、取締役会、監査役を置かない会社が大いに活用されています。

会社の事情に合わせて、取締役会だけを廃止して、監査役は引き続き置いておくという方法も可能です。

『取締役会』を廃止することで、会社運営上大きく変わる事項は次のとおりです。

- (1) 株式の譲渡や競業取引、利益相反取引の承認を株主総会で行うことになる。
- (2) 株主総会の招集通知を書面でなく口頭で行うことができる。
- (3) 株主総会の招集通知の発送を1週間前より短縮(3日前等)することができる。
- (4) 定時株主総会の招集に際して、計算書類等を株主へ通知する必要がない。
- (5) 株主であれば誰でも株主総会の議題を会社に提出することができる。
- (6) 取締役の員数、監査役の設定の有無を任意に決定することができる。

そもそも、自社で取締役会等の機関を廃止することが適切かどうかを判断することは決して容易ではありません。専門家の立場から見ると、取締役会を残した方が良いと思われるケースもあります。

当法人は、長年、司法書士として数々の会社の企業法務に携わっておりますので、会社の実情に合わせたアドバイスを行うことができます。

また、取締役会、監査役の廃止手続には定款の変更が必要ですので、定款の起案や議事録の作成においても全面的にお手伝い致します。お気軽にご相談ください。

いまなら、会社の機関設計、定款の『無料診断』も行っております。



会社の組織を再確認して、現状に最適と思われる状態にしてはいかがでしょうか。(山添健志)

社会貢献活動 4年目

この1年の結果を報告させていただきます。

ペットボトルキャップの回収

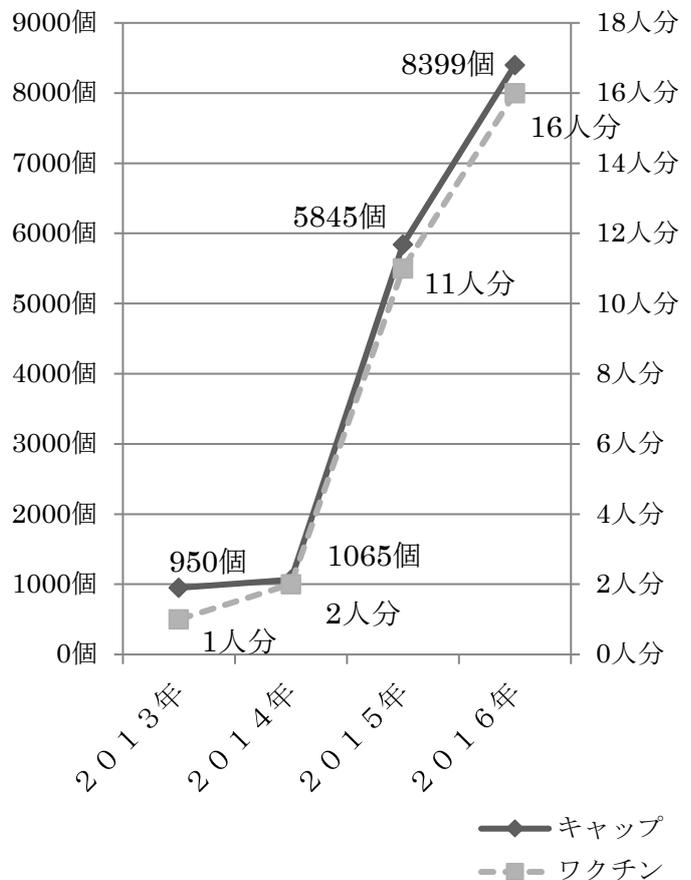
2013年7月から始めたペットボトルキャップの回収も4年目になりました。今年度も回収したキャップを大阪市北区社会福祉協議会に届けました。

1年間の合計は8399個です。皆さま、本当にありがとうございます！！約530個のキャップで1人分のポリオワクチンが購入でき、今年はワクチン16人分となります。

昨年同様、キャップを届けに事務所までお越し下さる方々や、弁護士ビルの清掃スタッフの方の協力で、昨年の合計を大きく上回る結果になりました。洗面器約25杯分になります。

今まで何気なく捨てていたキャップが、どこかで役に立つのであればと始めた活動に多くの方々が共感してくださり、ご協力いただけていることが本当に嬉しいです。

5年目も引き続き、この活動に取り組んで参ります。



(中村佐和子)

使用済み切手の収集



古切手の収集も4年目を迎えました。

この1年間でなんと約9200枚の古切手が集まり、重さにして4200gになります。ご協力いただきました皆さま、本当にありがとうございます。今年も公益社団法人日本キリスト教海外医療協力会にお届けしてきました。

この集められた古切手は、施設のボランティアさんが整理して、1箱7500g単位で箱詰めすること。その後、切手コレクターに販売するそうで、その購入代金が、海外での様々な保健医療に活用されています。例えば、約5000枚でタンザニアで約1年分の看護学校の教科書代となり、約10000枚でインドネシアで1ヶ月分の助産師学校の授業料となります。

皆さまのご協力で、もはや古切手の枚数を数えることができない分量となり、お届け先からも、『こんなにたくさんの古切手ありがとうございます！』とのお言葉をいただいております。

引き続き、活動を続けて参りますので、今度とも宜しくお願い致します。

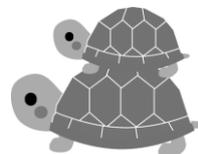
(山添健志)

「誰でもできる！自筆証書遺言の書き方セミナー」のご案内

テミス通信をお届けしている皆さまに、何かお役に立てることはないかと考え、企画しました。9月5日に当事務所にて、「誰でもできる！自筆証書遺言の書き方講座」第5弾を開催します。自分で遺言書を書いてみたい！という方に向けて、イチから書き方を学べる講座です。コクヨの遺言書セットもお持ち帰りいただきますので、講座の内容を聞いて、家に帰ってその日に作成もできます。ご興味をお持ちの方は是非ご参加ください！

私、山添が講師を務めます。心よりご参加お待ちしております^^

(山添健志)

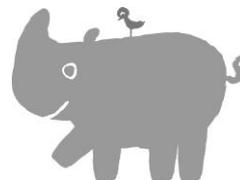


社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集しています。沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。七転八起 岸本正明様、澤田和也様、beyond 社会保険労務士法人様 事務所ビル管理会社の太平ビルサービス様。ありがとうございました！ 確かにお預かりしました！

テミス通信 最後までご覧いただき、ありがとうございます。

- ・九州地方を襲った豪雨が、甚大な被害を出したとのこと。自然の力の大きさに恐怖を覚えます。皆さま並びに関係の皆さまにおかれましては、ご無事でしたでしょうか？被害の小さいことを心よりお祈りいたします。
- ・6月より、山添が先生となって事務所勉強会を始めました。日頃の業務での実践経験に理論の裏付けを！そんな目的で、先ずは会社の登記。みんな、がんばっています！
- ・「おススメの本」では紹介しませんでした。清川妙著「八十四歳。英語、イギリス、ひとり旅」もおススメです。挨拶と感謝の言葉は、コミュニケーションの基本。そして、自立して暮らすこと、その上で、自分のできないところは助けて欲しいと伝えることの大切さは、シニアの暮らしを考える上で示唆に富んでいます。実は、「ルックアフター」という言葉も、ここで知りました。
- ・「ちょっと会って話してみて！」と知り合いから声が掛かり、若い司法書士と話しをする機会がありました。初対面ながら、司法書士を志望した理由や、なりたい司法書士像を聞いていたら、時を忘れて、いくらでも話しが弾みます。そういう話し、大好きです。

(佐井恵子)



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <http://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>